

④ 母子世帯向住宅

入居者は母子世帯(配偶者のいない女性と扶養している満20歳未満の子からなる世帯)に限られ、世帯員である子(最年少児)が満20歳になった場合など、母子世帯向住宅の入居資格を満たさなくなった場合には、部屋を明け渡していただきます。

最年少児の転出等で母子世帯でなくなったことにより、母子世帯向住宅の入居資格を満たさなくなった場合、市営住宅の入居資格を有し、引き続き市営住宅への入居を希望するときは、松山市が指定する方法で、他の市営住宅に引っ越していただきます。

※申込資格・・・8ページの⑩を参照。

※対象団地・・・小栗団地

6. 住居タイプの選び方

市営住宅の申し込み時に、6～9ページの入居者資格及び条件や17ページの公営住宅と更新住宅の違いを参考にして、住戸タイプを1つ選んでください。

	1DK	2DK	3DK	2LDK	2LDK ※車イス専用住宅	4DK
単身者(一部例外あり)	○	○	×	×	※○	×
2人以上 4人未満	×	○	○	○	※○	×
4人以上	×	○	○	○	※○	○

※車イス専用住宅は、車イスを常用する障がい者を含む世帯に限り申し込むことができます。

1世帯が申し込みできる団地・住戸タイプは1つのみです。重複申し込みできません。

単身者が1DKを申し込んだ場合、2DKの申込みはできません。

7. 入居者資格及び条件

市営住宅の入居者資格及び条件は、次の①～⑬のとおりです。なお、入居者資格等の要件は、原則申込時点を基準日とします。ただし、資格審査時点を基準日とする要件(婚約、離婚予定の夫婦等)もあります。

①現に住宅に困窮していることが明らかであること。

原則として、持ち家のある方、他の公営住宅(公社含む)の使用名義人及びその配偶者は、市営住宅に申し込むことはできません。

②松山市内に住所又は勤務場所があること。

申込者が松山市外在住で松山市内に勤務している場合は、勤務先が発行する在勤証明書(松山市内に勤務地があることを証明する書類)が必要です。

③現に同居し、又は同居しようとする親族(原則として入居名義人の三親等内)がいること。(⑧に該当する方は除く)

- ・意図的に世帯を分離して申し込むことはできません。原則、配偶者は同居人とします。
- ・親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含みます。
- ・内縁関係にある方は、住民票において未届けの夫、未届けの妻となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係はないことを確認できる必要があります。
- ・申込み時点で未出生の子(胎児)は申込人数に含めません。
- ・離婚調停中の方は、配偶者を同居人に含めずに申込みをすることができます。
※婚姻予約、離婚調停中の方は資格審査日までに婚姻・離婚の成立が必要です。

④月額所得が下記の入居収入基準を超えないこと。

	一般世帯	裁量階層世帯
公営住宅	158,000円	214,000円
更新住宅 (第一和泉団地3、4棟)	158,000円	

※入居収入基準(裁量階層世帯)は11ページ参照。月額所得は12～14ページ参照。
※公営住宅・更新住宅の違いについては17ページ参照。

⑤入居申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員を指します。抽選に当選された方は、暴力団員でないことを確認するため、入居決定前に警察署へ照会させていただきます。

⑥入居契約時に家賃2ヶ月分(※非課税世帯は1ヶ月分)の敷金を納めること。

家賃は申込世帯の収入によって決まります。なお、世帯員全員の市・県民税が非課税の世帯については、申請により、敷金を1ヶ月分に減額することができます。

⑦契約時に次の要件を全て満たす連帯保証人1名の連署する契約書を提出すること。

	要件	備考
1	市県民税と固定資産税を合わせて年額5千円以上課税され、かつ、滞納していないこと。	契約時に連帯保証人の印鑑登録証明書と最新年度の納税証明書を提出していただきます。
2	連帯保証人自身が、入居世帯員ではないこと。	連帯保証人は入居世帯員以外の方から選出していただきます。

※民法の改正により、連帯保証人に極度額が設定されることとなりました。極度額とは連帯保証人が家賃滞納等の保証責任を負う限度額であり、連帯保証人が多額の保証責任を負うことのないよう、連帯保証人保護の目的で設定されました。令和2年4月以降の新規入居者等の連帯保証人に対して設定されます。

※未成年の方は、連帯保証人になることができません。

※最大限努力したにもかかわらず、連帯保証人を見つけることができない場合は、住宅課までご相談ください。

⑧単身者の申込資格(※単身者が申込み可能な住宅については、4ページを参照)

下記の1～9のいずれかに該当する方

	対象者	要件
1	高齢者	申込時点で満60歳以上であること
2	身体・精神的障がい者	以下のいずれかの手帳の交付を受けていること ア. 身体障害者手帳1～4級 イ. 精神障害保健福祉手帳1～3級 ウ. 療育手帳A・B
3	戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、以下のいずれかの障がいの程度に該当していること ア. 恩給法別表第1号表ノ2の特別項症～第6項症 イ. 恩給法別表第1号表ノ3の第1款症
4	原子爆弾被爆者	医療を要する負傷又は疾病を持ち、当該負傷等が原子爆弾によるものである旨の厚生労働大臣の認定を受けていること
5	生活保護受給者	生活保護を受給中であること
6	中国残留邦人	中国残留邦人で支援給付を受けていること
7	海外引揚者	海外からの引揚者(終戦に伴って発生した事態に基づき、海外から本邦に永住を目的として帰国する者)で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないこと
8	ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所又はその他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所等であること
9	DV被害者	DV被害者で次の入所者いずれかに該当していること ア. 配偶者暴力相談支援センターや婦人保護施設、母子生活支援施設による保護を受けている又は保護終了日から起算して5年未満であること イ. 裁判所が命じた保護命令が効力を生じた日から起算して5年未満であること ウ. 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されていることや、配偶者暴力対応機関(配偶者暴力支援センター、市町村など)等の確認がされていること

※単身者の申込資格に該当していても、身体上又は精神上の著しい障がいのために常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難であると認められる方は入居できません。

⑨車イス専用住宅の申込資格(※車イス専用住宅については、4ページを参照)

車イスを常用する障がい者を含む世帯であること(※単身でも可)。この場合の障がい者とは、上記表「単身者の申込資格」の2～4に該当する方です。

⑩多家族世帯専用住宅の申込資格 ※多家族世帯専用住宅については、4ページを参照
世帯員数が4人以上であること。

⑪母子世帯向住宅の申込資格 ※母子世帯向住宅については、4ページを参照
母子世帯(配偶者のいない女性と扶養している20歳未満の子からなる世帯)であること。

⑫過去に市営住宅に入居していた方の申込資格(再申込み)

次の要件を全て満たしていること。

- ア. 前回の入居時において、市営住宅の家賃等を滞納したまま、退去していないこと。
- イ. 滞納や迷惑行為等による明渡し請求や勧告により退去した経歴がないこと。
- ウ. 住宅返還手続きをしないで、市営住宅を退去した経歴がないこと。

8. 申込みに必要な書類等

- ①市営住宅入居申込書(裏面も記載すること)
- ②誓約書・同意書
- ③入居申込受付チェックシート

9. 入居資格審査に必要な書類

抽選に当選された方は、次の書類を提出してください。

※随時募集を申し込まれた方については、申込時期によっては提出書類の該当期間が異なる場合があります。

当選者全員(下記①～③)

①住民票(申込世帯全員の続柄が表示されたもの)

住民票で続柄が確認できない場合は、戸籍謄本等を提出してください。

②令和5年度市県民税課税(所得)証明書(申込世帯全員分)

中学生以下の児童や高校生・大学生で収入のない方は、他の申込世帯員の市県民税課税(所得)証明書等で被扶養者であることが確認できれば、提出の必要はありません。

それ以外の方は、所得の有無に関わらず提出が必要です。

①、②については、マイナンバーを利用される方は提出不要です。

生活保護受給中の方は、市県民税課税(所得)証明書の提出は不要ですが、申込世帯全員が記載された生活保護受給証明書を提出してください。